

上智大学安全保障貿易管理規程

制定 平成30年4月1日

改正 令和2年5月1日

改正 2022年（令和4年）5月1日

（目的）

第1条 この規程は、上智大学（以下「本学」という。）において、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障貿易管理（以下「輸出管理」という。）を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）外為法等 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等をいう。
- （2）技術の提供 外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者への技術の提供若しくは非居住者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- （3）貨物の輸出 外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付することをいう。
- （4）取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- （5）リスト規制技術 外国為替令（昭和55年政令第260号）（以下「外為令」という。）別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。
- （6）リスト規制貨物 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）（以下「輸出令」という。）別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。
- （7）キャッチオール規制 外為令別表の16の項に定める技術及び輸出令別表第1の16の項に定める貨物が、大量破壊兵器若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- （8）該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- （9）取引審査 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか、用途及び需要者（「相手先」ともいう。）を確認し、本学として当該取引を行うかを判断することをいう。
- （10）大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤、若しくはこれらの散布のための装置、又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。
- （11）通常兵器 大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。
- （12）大量破壊兵器等の開発等 大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- （13）通常兵器の開発等 通常兵器の開発、製造又は使用をいう。
- （14）居住者 外国為替法令の解釈及び運用について（蔵国第4672号昭和55年11月29日）6-1-5, 6（居住性の判定基準）に従い、居住者として取り扱うこととされる自然人及び法人をいう。
- （15）非居住者 居住者以外の自然人及び法人をいう。
- （16）特定類型該当者 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（4貿局第492号）1（3）サ①から③に掲げる者（自然人である居住者に限る。）をいう。

（適用範囲）

第3条 この規程は、本学が行うすべての技術の提供及び貨物の輸出に関する業務に適用する。

(基本方針)

第4条 本学の輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術提供及び貨物の輸出は行わないこと。
- (2) 外為法等を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って、当該許可を取得すること。
- (3) 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制を適切に整備し、充実に図ること。

(最高責任者)

第5条 本学の輸出管理における最高責任者は、学長とする。

- 2 最高責任者は外為法等又はこの規程に違反する事実が発生した場合の再発防止策を構築することのほか、輸出管理における重要事項に関する最終的な決定を行う。
- 3 最高責任者は、必要に応じて、決定した事項を上智学院理事長（以下「理事長」という。）に報告、又は決定するにあたり事前に理事長若しくは上智学院理事（以下「理事」という。）と協議を行う。

(輸出管理統括責任者)

第6条 最高責任者は輸出管理業務を統括する輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、学術研究担当副学長をもって充てる。

- 2 統括責任者は、最高責任者の指示に基づき、本学における輸出管理に関する業務を統括する。

(輸出管理責任者)

第7条 統括責任者の下に、輸出管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、各教育研究組織の長（学部長等）及び各事務組織の長（局長）をもってその任に充てる。

- 2 管理責任者は統括責任者を補佐し、事前確認シートの確認のほか、この規程に定められた業務を行う。

(輸出管理アドバイザー)

第8条 統括責任者は、統括責任者及び管理責任者の業務を補佐するため、輸出管理アドバイザーを置くことができる。

- 2 輸出管理アドバイザーは、本学における輸出管理に係る業務を円滑に実施するため、輸出管理の専門家として必要な助言を行う。

(安全保障貿易管理委員会)

第9条 輸出管理に係る事項等を最高責任者が決定するための諮問機関として上智大学安全保障貿易管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、最高責任者の諮問に応じて、次に掲げる事項について、最高責任者に答申する。

- (1) この規程等の改廃案の作成に関する事項
- (2) 該非判定、例外適用及び取引審査の審議に関する事項
- (3) 本学教職員等（以下「教職員等」という。）に対する研修・啓発活動に関する事項
- (4) 監査に関する事項
- (5) その他輸出管理に関する重要事項

- 3 委員会は、次の各号の委員をもって構成し、委員長は統括責任者とする。

- (1) 学術研究担当副学長（統括責任者）
- (2) グローバル化推進担当副学長
- (3) 総務局長
- (4) 人事局長
- (5) 学事局長
- (6) 学術情報局長
- (7) 理工学部長

- (8) 理工学研究科委員長
- (9) 地球環境学研究科委員長
- (10) その他学長が必要と認めた者

- 4 前項第10号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員長は委員会を招集し 議長となる。
- 6 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 7 委員会が答申を行うにあたっては、委員の過半数の出席及び出席委員の過半数の同意を必要とする。

(セルフチェック)

第10条 教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、別に定める「セルフチェックシート」に基づき事前確認の要否の確認を行い、必要と判定された場合には、次条に定める事前確認を行わなければならない。

(事前確認)

第11条 教職員等は、前条の規定により、事前確認が必要とされた場合は、別に定める「事前確認シート」に基づき、相手先に関する懸念情報、非居住者又は特定類型該当者への該当性及び例外規定（公知の技術、基礎科学分野の研究活動における技術）の適用判定等について確認を行い、取引審査の手続の要否について、管理責任者の承認を得なければならない。ただし、取引審査を行う必要があることが明らかな場合は、「事前確認シート」による事前確認を省略することができる。

- 2 前項の事前確認により、取引審査の手続が必要と判断された場合又は取引審査を行うことが明らかな場合には、教職員等は第12条、第13条及び第14条の起票・確認を行い、第15条の取引審査の手続を行わなければならない。
- 3 第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、教職員等は当該取引を行うことができる。

(該非判定)

第12条 教職員等は、前条第1項の規定により、取引審査の手続が必要とされた場合は、輸出を行おうとする技術又は貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかについて該非判定を行い、「該非判定票」を起票するものとする。

2 該非判定は、次のとおり行う。

- (1) 本学で研究・開発した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づいてリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかを該非判定する。
- (2) 学外から入手した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、入手先からの該非判定書等入手し、前号同様、適切に該非判定を行う。ただし、入手先から該非判定書等入手しなくても本学として前号の手続により該非判定できる場合には、入手先から該非判定書等の入手を省略することができる。

(用途確認)

第13条 教職員等は、第11条第1項の規定により、取引審査の手続が必要とされた場合は、輸出を行おうとする技術又は貨物の用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを、別に定める「『用途』チェックシート」及び「明らかなガイドラインシート」を用いて確認するものとする。ただし、需要者以外から間接的に得ている情報については、当該情報の信頼性を高める手続きを定め、当該手続きに沿って確認するものとする。

(需要者確認)

第14条 教職員等は、第11条第1項の規定により、取引審査の手続が必要とされた場合は、輸出を行おうとする技術又は貨物の需要者について次の項目に該当することを、別途定める「『需要者』チェックシート」等を用いて確認するものとする。ただし、需要者以外から間接的に得ている情報については、当該情報の信頼性を高める手続きを定め、当該手続きに沿って確認するものとする。

- (1) 提供ルート内関係者の存在・身元に不審な点がないこと。
- (2) 経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に掲載されていないこと。
- (3) 大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行う又は行ったことが入手した資料等に記載されていない又はその情報がないこと。
- (4) 軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関、又はこれらの所属者でないこと。

(取引審査)

第15条 教職員等は、第11条第1項の規定により、取引審査の手続が必要とされた場合は、リスト規制及びキャッチオール規制の観点から別に定める「審査票」を起票して管理責任者による一次審査及び統括責任者による二次審査による承認を受けなければならない。

2 「審査票」には、仕向地、技術・貨物の名称、需要者、用途等を記載し、審査に必要な書類を添付するものとする。

(許可申請)

第16条 前条第1項における承認により、外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない場合には、統括責任者は、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

2 許可申請の際に提出する書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。

3 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとしている教職員等は、外為法等に基づく許可が必要な技術の提供又は貨物の輸出については、経済産業大臣の許可を得ている確認を行わない限り当該技術の提供又は貨物の輸出を行ってはならない。

(技術の提供管理)

第17条 教職員等は、技術を提供する場合、第11条の事前確認及び第15条の取引審査の手続が行われたこと、並びに外為法等に基づく許可を受けなければならない取引の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第11条第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第15条の取引審査の手続の確認は要さない。

2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の出荷管理)

第18条 教職員等は、貨物を輸出する場合、第11条の事前確認及び第15条の取引審査手続が行われたこと、並びに貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認し、また、外為法等の許可が必要な貨物の輸出の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第11条第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第15条の取引審査の手続の確認は要さない。

2 教職員等は、前項の確認ができない場合には、当該貨物の輸出を行ってはならない。

3 教職員等は、通関時に事故が発生した場合には、直ちに輸出手続を取り止めて管理責任者へ報告する。管理責任者は、統括責任者と協議して適切な措置を講じる。

(文書管理又は記録媒体の保存)

第19条 教職員等は、統括責任者及び管理責任者の指示の下、輸出管理に係る文書、図面又は電磁的記録を、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して、7年間は保管しなければならない。

(監査)

第20条 委員会は、統括責任者の指示の下、本学の輸出管理がこの規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、監査を定期的に行うものとする。

(指導)

第21条 統括責任者は教職員等に対し、最新の外為法等の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うものとする。

(研修)

第22条 管理責任者は、統括責任者の指示の下、外為法等及びこの規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、教職員等に対し定期的な研修を行うものとする。

(報告)

第23条 教職員等は、外為法等又はこの規程に違反する又は違反のおそれがある事実を知った場合には、その旨を管理責任者に速やかに通報しなければならない。

- 2 管理責任者は、前項の通報があった場合、直ちに統括責任者に報告するとともに、当該報告の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。
- 3 統括責任者は、前項の報告により、外為法等に違反している事実が明らかになったとき又は違反したおそれのあることが判明したときには、直ちに最高責任者に報告するとともに、関係部署に対応措置を指示し、理事長と事前協議をした上で、遅滞なく関係行政機関に報告する。
- 4 前項の報告を受け、必要に応じて、最高責任者は、再発防止のために必要な措置を講じる。

(罰則)

第24条 教職員等が故意又は重大な過失により外為法等及びこの規程に違反した場合には、上智学院就業規則に基づき懲戒処分の対象とする。

(事務の所管)

第25条 本学に輸出管理事務局をおき、学術情報局研究推進センターをもって充てる。

- 2 輸出管理事務局は、統括責任者の指示にもとづき、本学の輸出管理に関する共通する業務を行う。

(雑則)

第26条 この規程に定めるもののほか、輸出管理に関して必要な事項は、別途定める。

(規程の改廃)

第27条 この規程の改廃は、委員会の意見を徴し、本学院の定める手続によるものとする。

附 則

この規程は、2018年(平成30年)4月1日から施行する。

この規程は、2020年(令和2年)5月1日から改正、施行し、2020年(令和2年)4月1日から適用する。

附 則

この規程は、2022年(令和4年)5月1日から改正、施行する。